

新嵐山スカイパークの今後について

1. 現行経営方針について

(1) 事業の目的

町民の健全なレクリエーションと健康の増進を図るとともに観光の振興に寄与するため、芽室町新嵐山スカイパークを設置する。(芽室町新嵐山スカイパーク設置条例第1条)

(2) 財産の定義

宿泊施設、休憩施設、スキー場その他の施設(同条例第3条)

(3) 成 果

この町にしかない地域価値(景観・食・人)が体感できる中心的な施設(観光拠点)として、着地型観光の推進に貢献している。

(4) 課 題

観光の振興に寄与するため、多様化するニーズへの対応として、民間ノウハウを活用した事業を積極的に実施したいが、100%町出資の会社では、企業性より公共性が優先されることから、事業推進に限界がある。

2. 経営方針を変更する背景と理由

新型コロナウイルスなどの影響により、国民宿舎等の指定管理事業者であるめむろ新嵐山株式会社の債務超過が続いている。

令和4年度については、コロナ交付金などにより、黒字になったものの、令和5年度については、資金繰りが逼迫しており、危機的な状況である。

現在の指定管理事業者は、国民宿舎等の指定管理業務のみを事業としていることから、金融機関からの借入れについては、原則として指定管理期間内しか認められない。また、仮に、指定管理事業者が独自事業などへの先行投資を行った場合も、指定管理期間内での投資回収が求められる。

これらの状況から、現在の形態・経営状況のままでは、利益を上げることは難しく、今後は、施設の老朽化などにより、経費負担はさらに増える傾向にある。

今後においても、町民の財産である、新嵐山スカイパークを守るため、令和5年度末までに第3セクター以外の手法を模索し、令和7年度以降は新たな経営体での運営を目指すこととしたもの。

なお、令和2年度に指定管理先を公募した段階で、第3セクター以外の運営は想定しており、この点については、大きな方針転換を行ったものではない。

3. 町の資金支援計画(案)(支援時期及び支援金額)

(1) 令和5年度支援金について

令和元年度から、新型コロナウイルスの影響などにより、指定管理料の積算と実績の乖離が大きくなっている。
乖離分の一部については、設計変更及び支援金として、指定管理先に支出をしているが、全額を支出している訳ではない。
このため、差額分について、町が補助金として支出しようとするもの。
めむろ新嵐山株式会社の資金繰りが逼迫しており、9月上旬までには資金が必要となる。

①令和元年度スキー場部門

45,359 千円(町指定管理料設計額)－33,079 千円(実績)＝12,280 千円

②令和2年度スキー場部門

45,359 千円(町指定管理料設計額)－31,509 千円(実績)＝13,850 千円

③令和3年度スキー場部門

38,506 千円(町指定管理料設計額)－31,472 千円(実績)＝7,034 千円

④令和2年度宿舎部門(令和3年1月時点で設計変更したが、その後の乖離分)

100,324 千円(町指定管理料設計額)－90,553 千円(実績+設計変更+給付金等)＝9,771 千円

⑤令和3年度宿舎部門(令和4年度に宿泊・宴会部門について支援金として支出したが、バーベキュー・貸室などのその他宿泊部門について支援していないため、その乖離分)

93,413 千円(町指定管理料設計額)－84,560 千円(実績+支援金)＝8,853 千円

$$\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}=\underline{51,788 \text{ 千円}}$$

(2) 資金繰りについて

指定管理事業者の資金繰りについては、新型コロナウイルスの影響などにより、決算時における貸借対照表の「現金及び預金」が、令和3年度以降に急激に減少していることは把握している。

しかし、町としては、増資や貸付けは想定していない考えを指定管理事業者に伝えており、令和5年度の予算提案時においても、会社の自助努力による運転資金の確保を指示している。

その後、町は、本年5月2日付けで、指定管理事業者から、新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化による宿泊の稼働低下および宴会プランの受注減や電気料金の高騰などにより、資金繰りが厳しい状況である旨の申し出(協議書)を受けて、令和5年度の指定管理料の支払月をこれまでの4月・10月から4月・5月に変更するなど、町としても運営会社の支払遅延を防ぐための対応を講じてきた経過がある。

(3) 令和5年度設計変更と令和6年度委託料について

不可抗力に伴う売上減による収入金額と設計金額の乖離及び、光熱水費単価の上昇などがあった場合については、他の指定管理契約と同様に、令和5年度末を目途として指定管理業務委託料の設計変更を行う場合がある。(令和5年度当初予算53,495千円)

また、令和6年度の指定管理契約締結にあたっては、他の委託契約と同様に、委託の内容や範囲を検討するとともに、設計単価の見直しを行う必要がある。

(4) 年度別委託料等の推移

単位:千円

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
委託料	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	35,200
委託料(設計変更)						460	3,546	
委託料計	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,460	32,546	35,200
支援金等								
委託料+支援金	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,460	32,546	35,200
備考					指定管理開始			
[参考]当期利益(税抜)	771	483	128	369	△ 9,286	△ 7,201	3,461	6,767

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
委託料	35,200	35,200	39,407	39,407	41,672	44,841	44,841	44,841
委託料(設計変更)								
委託料計	35,200	35,200	39,407	39,407	41,672	44,841	44,841	44,841
支援金等							4,072	5,205
委託料+支援金	35,200	35,200	39,407	39,407	41,672	44,841	48,913	50,046
備考							支援金等は特別支援学校修学旅行誘致補助金	支援金等は特別支援学校修学旅行誘致補助金
[参考]当期利益(税抜)	4,848	28	5,726	△ 410	3,154	△ 6,041	6,372	3,021

	H30	R1	R2	R3	R4	R5(予算)
委託料	44,841	45,256	45,671	53,495	53,495	53,495
委託料(設計変更)			27,567	6,771	17,930	
委託料計	44,841	45,256	73,238	60,266	71,425	53,495
支援金等	5,382	5,589	5,526		42,553	
委託料+支援金	50,223	50,845	78,764	60,266	113,978	53,495
備考	支援金等は特別支援学校修学旅行誘致補助金	支援金等は特別支援学校修学旅行誘致補助金	支援金等は特別支援学校修学旅行誘致補助金		支援金等は指定管理業務支援金	
[参考]当期利益(税抜)	1,349	△ 12,158	△ 14,462	△ 58,143	1,058	225

4. 経営方針変更の手順とスケジュール(案)

令和5年7月～12月	民間事業者と協議・ヒアリング
令和5年9月	補正予算を町議会に提案
令和5年12月	めむろ新嵐山株式会社の指定管理期間1年延長を町議会に提案
令和6年1月～3月	新たな手法の検討・調整 <u>新嵐山スカイパークを守ることを前提に、 <u>宿舎(宿泊・レストラン)・スキー場・キャンプ場・公園(展望台を 含む)については、ゼロベースでの検討を行う。</u></u>
令和6年4月～7月	指定管理公募のための仕様検討(指定管理制度を採用した場合)
令和6年8月	新指定管理事業者の公募(同上)
令和6年9月	新指定管理事業者の確定(同上)
令和7年4月	新指定管理事業者の運営開始(同上)